

企業イメージの向上や人材確保・定着に役立ちます

認定を受けると

- ★自社の求人や募集要項、商品、広告などに認定マークを使用し、企業イメージを向上させ人材確保につながります。
- ★日本政策金融公庫から低利融資が受けられます。
- ★公共調達で加算評価の対象となります。

○えるぼし認定

一般事業主行動計画の策定・届出行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に申請により認定。



えるぼし
(3段階目)



えるぼし
(2段階目)



えるぼし
(1段階目)

○プラチナえるぼし認定

えるぼし認定企業のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合に申請により認定。



NEW

○えるぼしプラス認定（令和8年4月1日施行）

職場における女性の健康支援に取り組む企業で一定の要件を満たした場合、えるぼし認定等にプラスして認定。



えるぼし・プラチナえるぼし・えるぼしプラス認定についてはこちら
(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



○くるみん認定、トライくるみん認定

一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、その行動計画に定めた目標を達成するなどの一定の要件を満たした場合に申請により認定。



令和7年4月1日より認定基準が改正されました。経過措置として、改正前の基準で令和9年3月31日まで申請できます（マークは旧基準マークになります）

○プラチナくるみん認定

くるみん認定、トライくるみん認定企業のうち、より高い水準の取組を行った企業が一定の要件を満たした場合に申請により認定。



○くるみんプラス認定

不妊治療と仕事の両立に取り組む企業で一定の要件を満たした場合、くるみん認定等にプラスして認定



くるみん認定・プラチナくるみん認定についてはこちら

(厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)





くるみん・えるぼし認定 取得したいと思ったら



何から始めれば
いいかわからない

自社が要件を
満たしている
か知りたい

将来的に認定
を目指して計
画を立てたい

三重労働局では、くるみん・えるぼし認定申請をお考えの事業主の皆様に、相談窓口を設置してアドバイスを行っています

くるみん・えるぼし申請 特別相談窓口

申請の流れ・要件、自社の不足部分や
要件を満たすために必要な行動計画の書き方等
アドバイスいたします。



まずは一度、お電話ください



受付：開庁日の9:30～16:30
(来室の場合は事前に電話予約をお願いいたします)

TEL : 059-226-2318

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 三重県津市島崎町327-2 津第二地方合同庁舎 2F